

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例 ．．．．． <u>未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税</u>．．．．．措置法第37条の14の2第1項又は第2項に規定する特例をいう。 ．．．．． 措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （非課税口座又は未成年者口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの） 37の11の2－1 ．．．．．。 なお、当該上場株式等を措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」という。）又は措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下「未成年者口座」という。）から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、．．．．．。 (1) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）又は措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）のうち、当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、．．．．．、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座又は未成年者口座内上場株式等に係る未成年者口座から特定口座に移管がされたもの	省 略 用 語 例 ．．．．． （新 設） ．．．．． 措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係 （非課税口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの） 37の11の2－1 ．．．．．。 なお、当該上場株式等を措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」という。）から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、．．．．．。 (1) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）のうち、当該非課税口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、．．．．．、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの

改正後	改正前
(2) 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等のうち、・・・・・・、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座又は未成年者口座内上場株式等に係る未成年者口座から特定口座に移管がされたもの (注) 上記に掲げる上場株式等を非課税口座又は未成年者口座から非課税口座、未成年者口座及び特定口座以外の口座(以下「一般口座」という。)に移管した場合に、・・・・。	(2) 非課税口座内上場株式等のうち、・・・・・・、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの (注) 上記に掲げる上場株式等を非課税口座から非課税口座及び特定口座以外の口座(以下「一般口座」という。)に移管した場合に、・・・・。
措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 (受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合) 37の14-2 ・・・・・・。 (注) 相続、遺贈又は贈与により取得した非課税口座内上場株式等であった上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額については、・・・・。 (非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失) 37の14-3 非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第1項に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡(同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。)をした場合において生じた譲渡損失の金額は、・・・・、確定申告により同条第1項及び第5項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。 (2以上の市場に価格が存する場合) 37の14-5 ・・・・・・。 ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)の規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定(以下37の14-12までにおいて「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定」という。)から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額については、措置法令第25条の13第4項第1号又は第3号に規定する価格が2以上の市場に存す	措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 (受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合) 37の14-2 ・・・・・・。 (注) 相続、遺贈又は贈与により取得した非課税口座内上場株式等であった上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額については、・・・・。 (非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失) 37の14-3 非課税口座内上場株式等を措置法第37条の14第1項に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡(同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。)した場合において生じた譲渡損失の金額は、・・・・、確定申告により同条第1項及び第6項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。 (2以上の市場に価格が存する場合) 37の14-5 ・・・・・・。 ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)の規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の同号イに規定する払出し時の金額については、措置法令第25条の13第4項第1号又は第3号に規定する価格が2以上の市場に存す場合には、当該価格が最も低い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。

改正後	改正前
る場合には、当該価格が最も低い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。 （取得対価の額） 37の14－8 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) 非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等については、措置法令第25条の13第4項に規定する払出し時の金額をいう。 （非課税口座内上場株式等の取得に要した費用等の取扱い） 37の14－9 ・ ・ ・ ・ ・、非課税口座内上場株式等を非課税口座から払出しがあった後に譲渡（措置法第37条の11第3項又は第4項において上場株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるものを含む。）をした場合であっても、当該譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額に算入できないことに留意する。 （取得対価の額の合計額の判定） 37の14－10 ・ ・ ・ ・ ・、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、・ ・ ・ ・ ・。 また、同号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位により行うことに留意する。 （外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算） 37の14－11 ・ ・ ・ ・ ・、<u>37の10・37の11共－6</u>に準じて取り扱うこととする。・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・	（取得対価の額） 37の14－8 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・。 (2) ・ ・ ・ ・ ・。 (3) 非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等については、措置法令第25条の13第4項に規定する払出し時の金額をいう。 （非課税口座内上場株式等の取得に要した費用等の取扱い） 37の14－9 ・ ・ ・ ・ ・、非課税口座内上場株式等を非課税口座から払出しがあった後に譲渡（措置法第37条の10第3項又は第4項において譲渡所得等の収入金額とみなされるものを含む。）した場合であっても、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額に算入できないことに留意する。 （取得対価の額の合計額の判定） 37の14－10 ・ ・ ・ ・ ・、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものに限られるのであるが、・ ・ ・ ・ ・。 また、同号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位により行うことに留意する。 （外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算） 37の14－11 ・ ・ ・ ・ ・、<u>37の10－8</u>に準じて取り扱うこととする。・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・

改正後	改正前
(2) （他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲） 37の14－12 措置法第37条の14第5項第2号イ(2)に規定する他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管については、同号イにより受入期間内に受け入れた取得対価の額の合計額が<u>120万円</u>を超えない上場株式等について認められているが、当該移管は、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定への移管<u>又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定には移管することはできず、また、他の金融商品取引業者等に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管することはできない。</u> (注)、措置法規則第18条の15の3第3項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書を提出した場合に限り移管され、<u>「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管」は、措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定を設けた未成年者口座を開設している居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、措置法規則第18条の15の3第4項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書を提出した場合に限り移管されることに留意する。</u> （一株に満たない端数の処理） 37の14－13。この場合において、.、措置法第37条の11の規定その他所得税に関する法令の規定の適用があることに留意する。 （非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出） 37の14－14 措置法第37条の14第6項に規定する申請書（<u>37の14－16</u>において「非課税適用確認書の交付申請書」という。）と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書につい	(2) （他の年分の非課税管理勘定からの移管の範囲） 37の14－12 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する他の年分の非課税管理勘定からの移管については、同号イ(2)により受入期間内に受け入れた取得対価の額の合計額が<u>100万円</u>を超えない上場株式等について認められているが、当該移管は、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定には移管することはできない。 (注)、措置法規則第18条の15の3第3項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書を提出した場合に限り移管されることに留意する。 （一株に満たない端数の処理） 37の14－13。この場合において、.、措置法第37条の10の規定その他所得税に関する法令の規定の適用があることに留意する。 （非課税適用確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書の同時提出） 37の14－14 措置法第37条の14第6項に規定する申請書（<u>以下37の14－20まで</u>において「非課税適用確認書の交付申請書」という。）と同条第5項第1号に規定する非課税口座開設届出

改 正 後	改 正 前
ては、・・・・・・。 (郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14－16 金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第37条の14第7項(同条第11項において準用する場合を含む。)に規定する書類の提示に関し、・・・・・・、氏名、生年月日、<u>住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。以下37の14の2－18において同じ。)</u>を確認した場合には、・・・・・・。 (1) 非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 当該非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間(措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいう。以下<u>この項</u>において同じ。)の終了の日 (2) ・・・・・・ (特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14－17 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法第37条の14第23項に規定する提供事項(以下この項において「提供事項」という。)を提供する場合において、当該提供事項の提供先の税務署長(以下この項において「提供先税務署長」という。)が同一であるときは、・・・・・・。 ・・・・・・。 (削 除) (削 除)	書については、・・・・・・。 (郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合) 37の14－16 金融商品取引業者等の営業所の長は、措置法第37条の14第7項に規定する書類の提示に関し、・・・・・・、氏名、生年月日<u>及び住所</u>を確認した場合には、・・・・・・。 (1) 非課税適用確認書の交付申請書に係る確認書類 当該非課税適用確認書の交付申請書の提出をした者が交付を受け、又は受けようとした非課税適用確認書に係る勘定設定期間(措置法第37条の14第5項第3号に規定する勘定設定期間をいう。以下<u>37の14－23まで</u>において同じ。)の終了の日 (2) ・・・・・・ (特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い) 37の14－17 金融商品取引業者等の営業所の長が、措置法第37条の14第23項に規定する提供事項(以下この項において「提供事項」という。)を提供する場合において、当該提供事項の提供先の税務署長(以下この項<u>及び次項</u>において「提供先税務署長」という。)が同一であるときは、・・・・・・。 ・・・・・・。 <u>(非課税口座異動届出書等の記載事項の提供先税務署長)</u> 37の14－18 措置法第37条の14第23項に規定する承認を受けている金融商品取引業者等の営業所の長にあっては、<u>措令第25条の13の2第4項及び同令第25条の13の3第2項に規定する事項についても提供先税務署長に提供することとして差し支えない。</u> <u>(二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から非課税適用確認書の交付申請書の記載事項の提供があった場合)</u> 37の14－20 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等が、<u>二以上の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同一の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したことにより、当該二以上の金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務</u>

改 正 後	改 正 前
(重ねて設けられた非課税管理勘定で行われた取引の取扱い) 37の14-22、当初より非課税口座以外の口座（特定口座及び未成年者口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。 (重ねて設けられた非課税管理勘定の判定) 37の14-23、原則として、次に掲げる日又は時が最も早い非課税管理勘定を措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うこととする。 (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が措置法第37条の14第9項に規定する申請事項の提供を受けた日又は時 (2) (1)が同日又は同時である場合には、. (3) (1)が同日又は同時であり、かつ(2)が同日である場合には、. (4) (1)が同日又は同時であり、かつ(2)及び(3)がいずれも同日である場合には、. (注) 1 複数設けられた非課税管理勘定が非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下この項において「廃止通知書」という。）の提出により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定に係る上記(1)から(4)までの日又は時により判定することに留意する。 2 同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定が複数設けられた場合において、.、措置法第37条の14第21項に規定する提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うことに留意する。 3 措置法第37条の14第24項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、同項の規定に基づき、その年1月1日において20歳である年の1月1日に、上記(1)の申請事項の提供及び(2)の非課税適用確認書の提出を受けたものとして	署長に当該交付申請書に記載された事項（以下37の14-23までにおいて「申請事項」という。）の提供があった場合には、これらの申請事項のうち提供を受けた日が最も早い申請事項を措置法第37条の14第10項第1号に規定する申請事項の提供を受けた時前に申請事項の提供がない申請事項として取り扱うことに留意する。 なお、この提供を受けた日については、当該提供が、同条第9項第1号に規定する方法による場合は、申請事項の送信を受けた日をいい、同項第2号に規定する方法による場合は、記録用の媒体を所轄税務署長が収受した日をいうことに留意する。 (重ねて設けられた非課税管理勘定で行われた取引の取扱い) 37の14-22、当初より非課税口座以外の口座（特定口座を除く。）での取引として取り扱われることに留意する。 (重ねて設けられた非課税管理勘定の判定) 37の14-23、原則として、次に掲げる日が最も早い非課税管理勘定を措置法第37条の14の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うこととする。 (1) 金融商品取引業者等の営業所の長から所轄税務署長が申請事項の提供を受けた日 (2) (1)が同日である場合には、. (3) (1)及び(2)が同日である場合には、. (4) (1)から(3)までが同日である場合には、. (注) 複数設けられた非課税管理勘定が非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下「廃止通知書」という。）の提出により設けられた場合の上記(1)から(4)までの判定は、当該廃止通知書の基因となった非課税管理勘定に係る上記(1)から(4)までの日により判定することに留意する。 なお、同一年分に廃止通知書の提出により非課税管理勘定が複数設けられた場合において、.、措置法第37条の14第21項に定める提出事項が所轄税務署長に提供された時が最も早い非課税管理勘定を同条の規定の適用を受ける非課税管理勘定として取り扱うことに留意する。

改 正 後	改 正 前
<u>取り扱うことに留意する。</u> (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の14-24 措置法第37条の14の規定の適用に当たっては、<u>37の10・37の11共-19、37の11の3-6、37の11の3-9、37の11の3-10及び37の12の2-1</u>の取扱いを準用する。 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係 <u>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</u> 37の14の2-1 <u>未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。37の14の2-3において同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日（非課税管理勘定から同項第4号に規定する継続管理勘定（以下37の14の2-15までにおいて「継続管理勘定」という。）に移管がされた上場株式等にあつては、当該継続管理勘定を設けた日から未成年者口座を開設した者が20歳である年の1月1日）までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</u> <u>(注) 措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下37の14の2-21までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下37の14の2-14までにおいて「未成年者口座管理契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、未成年者口座から払出しがされることに留意する。</u> <u>(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡損失)</u> 37の14の2-2 <u>未成年者口座内上場株式等について、措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座管理契約に基づく譲渡（同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。）をした場合において生じた譲渡損失の金額については、37</u>	(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱い等の準用) 37の14-24 措置法第37条の14の規定の適用に当たっては、<u>37の10-23、37の11の3-6、37の11の3-9、37の11の3-10及び37の12の2-1</u>の取扱いを準用する。 新 設 (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>4 項又は第 5 項第 2 号ロ(1)若しくは同号ハ(1)に規定する払出し時の金額の邦貨換算については、37の14－11の取扱いに準ずる。</u> <u>ただし、基準年の前年12月31日までに未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたことにより、同条第 6 項第 1 号から第 3 号までの規定による譲渡があったものとみなされる場合における同項第 1 号の譲渡に係る譲渡価額、同項第 2 号及び第 3 号に規定する払出し時の金額は、37の10・37の11共－ 6 又は37の14－11の取扱いに準じ、次により邦貨に換算した金額を当該譲渡価額及び払出し時の金額とする。</u> <u>(1) 同項第 1 号の譲渡に係る譲渡価額 当該譲渡に係る約定日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</u> <u>(2) 同項第 2 号の移管があった時における同号に規定する払出し時の金額 当該移管があった日における対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額</u> <u>(3) 同項第 3 号に規定する払出し時の金額 契約不履行等事由が生じた日における対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</u> <u>(課税未成年者口座の開設及び廃止)</u> <u>37の14の 2－5</u> <u>居住者等が開設する課税未成年者口座は、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等に開設している特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（以下この項において「特定口座等」という。）で、当該未成年者口座と同時に設けられるものに限られるのであるから、未成年者口座の開設時に既に開設されている特定口座等は、課税未成年者口座とすることができないことに留意する。また、未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、当該課税未成年者口座として設けられた特定口座等は、課税未成年者口座としては廃止されるのであるが、課税未成年者口座以外の口座としては廃止されず、引き続き利用することができることに留意する。</u> <u>(注) 1 「未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所等」とは、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と措置法令第25条の13の 8 第10項に規定する関係にある法人の営業所のことをいうことに留意する。</u> <u>2 未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じたため課税未成年者口座が廃止される場合で、当該課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座が</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>あるときは、措置法令第25条の10の2第14項第27号の規定に基づき、振替の方法により、当該課税未成年者口座に係る上場株式等の全てが、当該課税未成年者口座以外の特定口座に受け入れられることに留意する。</u> <u>(特定口座である課税未成年者口座とそれ以外の特定口座を重複して開設している場合の損益の通算)</u> <u>37の14の2－6</u> 同一の金融商品取引業者等に特定口座である課税未成年者口座と当該口座以外の特定口座を重複して開設している場合には、措置法第37条の11の3第1項の規定により、これらの特定口座における取引はそれぞれ別の口座として計算されるので、これらの特定口座において生じた上場株式等に係る譲渡損益の通算は、確定申告により行うことに留意する。 <u>(居住の用に供している家屋)</u> <u>37の14の2－7</u> 措置法令第25条の13の8第5項第1号に規定する「居住の用に供している家屋」とは、未成年者口座開設者が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋をいうのであるが、未成年者口座開設者が修学、療養その他のやむを得ない事情により生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その親族が災害があった時において現にその居住の用に供している家屋であって、当該やむを得ない事情が解消した後は未成年者口座開設者がその親族と共にその家屋に居住することとなるものであったと認められるときは、その家屋は「居住の用に供している家屋」に該当するものとする。 <u>(医療費の範囲等)</u> <u>37の14の2－8</u> 措置法令第25条の13の8第5項第2号に規定する医療費は、所得税法第73条第1項に規定する医療費であることから、その金額の判定に当たっては、所基通73－2から73－9までの取扱いを準用することに留意する。 <u>(措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合)</u> <u>37の14の2－9</u> 基準年の前年12月31日までに、未成年者口座内上場株式等について措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡があった場合、当該譲渡は措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座管理契約に基づく譲渡に該当しないのであるか	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
ら、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等については、同項及び同条第2項の規定の適用はないことに留意する。したがって、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡については、措置法第37条の11の規定その他所得税に関する法令の規定の適用を受け、当該譲渡があった年分において、上場株式等に係る譲渡所得等として課税の対象となるほか、次の点に留意する。 (1) <u>未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額については、措置法第37条の14の2第10項の規定による申告不要の適用はなく、未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額に含めて計算する。</u> (2) <u>当該未成年者口座内上場株式等の取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した額は、未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額（37の14の2－15において「取得費等の額」という。）に算入する。</u> (3) <u>未成年者口座内上場株式等の当該譲渡による譲渡所得等の金額の計算上、譲渡損失の金額が生じる場合で、当該譲渡が措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡に該当するときは、当該譲渡損失の金額については、確定申告により同条第1項又は第5項の規定の適用を受けることができる。</u> <u>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</u> <u>37の14の2－10</u> <u>基準年の前年12月31日までに未成年者口座開設者が出国（措置法令第25条の10の5第1項に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）により居住者等に該当しないこととなる場合であっても、その出国をする日の前日までに、措置法令第25条の13の8第9項第2号に規定する出国移管依頼書（以下この項において「出国移管依頼書」という。）を当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出した個人は、措置法第37条の14の2第5項第6号に規定する課税未成年者口座管理契約（37の14の2－13において「課税未成年者口座管理契約」という。）及びその履行については、その出国の時から帰国（措置法令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいう。）の時までの間は居住者とみなされることから、出国後であっても、課税未成年者口座内の上場株式等の譲渡の対価又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（措置法令第25条の13の8第8項各号に掲げるものを除く。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなければならないことに留意する。</u>	(新 設)

改正後	改正前
<u>(未成年者口座に受け入れられない合併等により取得した上場株式等以外の株式等の取得価額等)</u> <u>37の14の2－11</u> 未成年者口座内上場株式等につき措置法令第25条の13の8第17項において準用する措置法令第25条の13第10項第2号から第9号までに規定する事由が生じたことにより取得した上場株式等以外の株式等の取得価額は、当該事由が生じたことにより未成年者口座から払い出された未成年者口座内上場株式等の取得価額(その取得の際に支払った委託手数料その他の取得のために要した費用を含む。)を基礎として、所得税法第48条の規定並びに所得税法令第2編第1章第4節第3款及び第167条の7第3項から第6項までの規定を適用して計算することに留意する。また、当該事由が生じたことにより取得をした上場株式等以外の株式等の取得をした日は、37の10・37の11共－18の取扱いによることに留意する。 <u>(合併等により取得した上場株式等で未成年者口座又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因とするものの受入れ)</u> <u>37の14の2－12</u> 基準年の前年12月31日までに、居住者等が開設する未成年者口座及び他の保管口座(措置法第37条の14の2第4項第1号に規定する他の保管口座をいう。以下この項において同じ。)に係る同一銘柄の上場株式等について生じる措置法令第25条の13の8第17項の規定において準用する措置法令第25条の13第10項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、未成年者口座内上場株式等又は課税未成年者口座内の上場株式等を基因として取得する上場株式等を他の保管口座(課税未成年者口座以外のものに限る。)に受け入れたときは、契約不履行等事由に該当することとなることに留意する。 <u>(遡及課税が行われる契約不履行等事由の範囲)</u> <u>37の14の2－13</u> 措置法第37条の14の2第6項の規定による課税が行われることとなる契約不履行等事由とは、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設している居住者等の基準年の前年12月31日までに生じた次の(1)又は(2)に掲げる事由をいうことに留意する。 (1) 未成年者口座について生じた次に掲げる事由 イ 未成年者口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定への移管がされるものを除く。)について、措置法	(新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>第37条の14の2第5項第2号ホ(1)(i)に定める課税未成年者口座への移管以外の移管をしたこと。</u> ロ <u>非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の未成年者口座から課税未成年者口座以外の口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（災害等による返還等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(1)に規定する災害等による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由（措置法令第25条の13の8第6項に規定する上場等廃止事由をいう。以下この項及び次項において同じ。）による未成年者口座からの払出しを除く。）をしたこと。</u> <u>(注) 当該上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に未成年者口座から他の保管口座（課税未成年者口座以外のものに限る。）へ払い出した場合は、契約不履行等事由に該当する（(2)ロにおいて同じ。）。</u> ハ <u>当該上場株式等について、未成年者口座管理契約に基づく譲渡以外の譲渡であつて措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）又は贈与をしたこと。</u> ニ <u>当該上場株式等に係る譲渡対価の金銭等（措置法第37条の14の2第5項第2号へ(3)に規定する譲渡対価の金銭等をいう。以下この項において同じ。）について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかったこと。</u> ホ <u>未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除く。）をしたこと。</u> <u>(2) 課税未成年者口座について生じた次に掲げる事由</u> イ <u>措置法第37条の14の2第5項第6号イに規定する課税管理勘定に係る上場株式等に係る譲渡対価の金銭等について、その受領後直ちに課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかったこと。</u> ロ <u>当該上場株式等の課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の居住者等への返還（災害等事由による返還等（措置法第37条の14の2第5項第6号ニ(1)に規定する災害等事由による返還等をいう。以下この項において同じ。）及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しを除く。）をしたこと。</u>	

改 正 後	改 正 前
ハ <u>当該上場株式等について、課税未成年者口座管理契約において定められた方法以外の方法による譲渡であつて措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当該課税未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）又は贈与をしたこと。</u> ニ <u>課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出し（課税未成年者口座又は未成年者口座に係る上場株式等の取得のためにする払出し及び課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除く。）をしたこと。</u> ホ <u>課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除く。）をしたこと。</u> <u>（契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等）</u> <u>37の14の2－14 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、措置法第37条の14の2第6項の規定により、次の(1)及び(2)に掲げる未成年者口座内上場株式等につき既に適用を受けていた同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用がなかったものとされ、かつ、次の(1)から(3)までに掲げる未成年者口座内上場株式等（以下この項及び37の14の2－17までにおいて「課税対象となる未成年者口座内上場株式等」という。）については、当該契約不履行等事由が生じた時に、それぞれ次の(1)から(3)までに掲げる金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなされ、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分における上場株式等に係る譲渡所得等となり、措置法第37条の11の規定その他の所得税に関する法令の規定が適用されることに留意する。</u> <u>(1) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に未成年者口座管理契約に基づく譲渡があった未成年者口座内上場株式等 当該譲渡に係る譲渡価額</u> <u>(2) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があった未成年者口座内上場株式等 当該移管があった時における同項に規定する払出し時の金額（(3)において「払出し時の金額」という。）</u> <u>(3) 当該契約不履行等事由の基因となった未成年者口座内上場株式等及び当該契約不</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>履行等事由が生じた時において有している当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等 当該契約不履行等事由が生じた時における払出し時の金額</u> <u>(注) 措置法第37条の14の2第6項の規定により課税されることとなる上記(1)の譲渡及び上記(2)の移管は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けた譲渡及び同条第4項第1号の規定の適用があった移管（上場等廃止事由によるものを除く。）に限られるのであるから、これらの規定による非課税の適用を受けていない措置法令第25条の13の8第7項各号に掲げる譲渡又は同条第14項の規定の適用を受ける未成年者口座からの払出しがあった未成年者口座内上場株式等は、課税対象となる未成年者口座内上場株式等には含まれないことに留意する。</u> <u>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算)</u> <u>37の14の2－15 基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合における課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算に当たっては、次の点に留意する。</u> <u>(1) 未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間にした課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡又は移管の日の属する年分並びに当該契約不履行等事由が生じた時に有している未成年者口座内上場株式等を受け入れている非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分にかかわらず、当該契約不履行等事由が生じた日の属する年分において、全ての課税対象となる未成年者口座内上場株式等を対象としてこれらの譲渡損益の金額を合計し、譲渡所得等の金額を計算する。</u> <u>(注) 課税対象となる未成年者口座内上場株式等のうちに同一銘柄のものがある場合における当該課税対象となる未成年者口座内上場株式等の取得費等の額は、当該課税対象となる未成年者口座内上場株式等を受け入れていた非課税管理勘定又は継続管理勘定の別及び年分を区分しないで、全ての課税対象となる未成年者口座内上場株式等を対象として計算する。</u> <u>(2) 未成年者口座内上場株式等及び当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等を有する場合は、措置法令第25条の13の8第15項において準用する措置法令第25条の13第2項及び第3項の規定により、課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
による譲渡所得等の金額とを区分して、これらの金額を計算する。 <u>(注) 同一銘柄の上場株式等のうちに課税対象となる未成年者口座内上場株式等と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等とがある場合におけるこれらの上場株式等の取得費等の額は、それぞれの銘柄が異なるものとして計算する。</u> <u>(3) 他の年分の非課税管理勘定から移管がされた上場株式等が課税対象となる未成年者口座内上場株式等である場合、当該移管がされた上場株式等については措置法第37条の14の2第4項の規定は適用されないことから、当該上場株式等の取得価額は、当該移管時の同項に規定する払出し時の金額ではなく、その取得時の購入の代価又は払い込んだ金額を基礎として計算する。</u> <u>(4) 課税対象となる未成年者口座内上場株式等の取得時に支払った委託手数料その他の取得のために要した費用の額がある場合は、取得費等の額に算入する。</u> <u>(5) 上記により計算した結果生じた譲渡損失の金額は、措置法第37条の14の2第7項の規定により、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされ、措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額も生じないことから、確定申告により同条第1項及び第5項の規定の適用を受けることはできない。</u> <u>(契約不履行等事由が生じた場合の課税対象となる未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の適用を受けた場合の効果)</u> <u>37の14の2－16</u> 措置法第37条の14の2第10項の規定を適用する場合には、同条第6項(第1号から第3号までに係る部分に限る。)の規定に基づいて計算された課税対象となる未成年者口座内上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額は、所得税法及び所得税法令の規定の適用上、次に掲げる金額又は合計額には含まれないことに留意する。 <u>(1) 所得税法第2条第1項第30号に規定する「合計所得金額」</u> <u>(2) 所得税法令第11条第2項及び第11条の2第2項に規定する「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</u> <u>(3) 所得税法第120条第1項に規定する「その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」</u> <u>(4) 所得税法第121条第1項に規定する「給与所得及び退職所得以外の所得金額」</u> <u>(5) 所得税法第121条第3項に規定する「その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」</u>	(新 設)

